

事 業 者 殿

山口労働局長登録第7号
一般社団法人 山口県労働基準協会

フォークリフト運転技能講習開催のご案内

労働安全衛生法により、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務には、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ従事できないことになっています。

そこで、当協会では、山口労働局長の登録教習機関として標記技能講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に受講され資格を取得されますようご案内いたします。

記

1. 実施日及び会場 別紙のとおり（開催地の支部でお求めください。）
2. 受講料 次のとおり（消費税込）

資格区分		講習時間	免除科目	受講料
A	自動車免許がなく、フォークリフトの運転の業務に従事した経験（注を参照）のない者（全科目を受講する者）	35時間 〔学科11時間〕 〔実技24時間〕	なし	29,160円
B	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許（カタピラ限定付き）のいずれかを有する者	31時間 〔学科7時間〕 〔実技24時間〕	学科の走行装置の構造・取扱いの4時間が免除されます。	27,000円
C	自動車免許がなく、6ヶ月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験（注を参照）を有する者	15時間 〔学科11時間〕 〔実技4時間〕	実技の走行の操作20時間が免除されます。	17,280円
D	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許（カタピラ限定付き）のいずれかを有し、かつ3ヶ月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者	11時間 〔学科7時間〕 〔実技4時間〕	学科の走行装置の構造・取扱いの4時間と実技の走行の操作20時間（計24時間）が免除されます。	16,200円
	(2) 大型特殊自動車免許（カタピラ限定なし）を有する者			

（注）上表中の資格区分の欄に掲げるC及びDの(1)の「フォークリフトの運転の業務に従事した経験」とは、法定の「フォークリフト運転業務特別教育」を修了した者が、その後、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務に従事した経験をいいます。

3. 使用テキスト

- ①「フォークリフト運転士テキスト」 1,620円(消費税込)
②「新/フォークリフト運転技能講習学習のしおり」 630円(消費税込)

4. 講習科目及び時間

種類	講習科目	時間数	免除を受けることができる者
学 科	① フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	資格区分B・Dの者
	② フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	—
	③ フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	2時間	—
	④ 関係法令	1時間	—
実 技	⑤ フォークリフトの走行の操作	20時間	資格区分C・Dの者
	⑥ フォークリフトの荷役の操作	4時間	—

（注）講習には、講習科目（時間数）以外に、学科講習、実技講習とも修了試験があります。

5. 受講申込の方法

申込書及び受講票に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、受講料及びテキスト代を添えて協会支部に申し込んでください。

※受講申込期間、受講申込先及び講習定員は別紙のとおりです。

6. 受講申込に必要な書類等

(1) 本人確認証明書（すべての方）

下記①～⑤のいずれか一つを貼付してください。

- ① 当協会発行の「技能講習統合修了証」（プラスチックカード製）の写し
- ② 自動車運転免許証の写し（裏書のある方は表裏）
- ③ 住民票の原本 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
- ④ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書の写し
- ⑤ 労働安全衛生法による免許証（パウチ製又はプラスチックカード製統合免許証：新様式）の写し（表裏）

(2) 受講免除資格証明書類（受講資格区分B、Dの方）

受講免除資格となる自動車運転免許証のコピー（裏書のある方は表裏）を貼付してください。

※原本と照合確認を行いますので、講習当日、必ず原本をお持ちください。

(3) 写 真（2枚）

- ① たて30mm、よこ24mm。申込前6ヶ月以内に撮影したもの。（できればカラー）
 - ② 上三分身（胸から上）、正面向き、脱帽、無背景で鮮明なもの。
 - ③ 写真専用用紙以外の用紙（コピー用紙等）に印刷したものは不可
- ※貼付された写真の状態によっては撮り直しをお願いすることがあります。

7. 注意事項、その他

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 欠席されたときや受講を中止した場合の受講料の返金はできません。
- (3) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (4) 本講習は法定の最低必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、単位時間不足で受講できません。
- (5) 学科講習を完全に受講しない方は、実技講習が受講できません。
- (6) 学科講習には修了試験がありますので、必ず筆記用具（HB又はBの鉛筆及びプラスチック消しゴム）を持参してください。
- (7) 実技講習には、安全帽（ヘルメット等）、作業服、安全靴等着用で受講してください。
- (8) 全科目を受講し修了試験に合格された方は、後日、法定の修了証を交付します。
- (9) 台風、地震等で講習開催が不可能になった場合は、新たに講習日等を設定し実施することがあります。

8. 申込書及び受講票記載上の注意事項

- (1) 受講申込書及び受講票は、※印欄以外全てかき書で正確に記入してください。
- (2) 既に、当協会発行の技能講習統合修了証（プラスチックカード製）の交付を受けている方は、修了証（表面）右上の「修了者ID」番号を申込書②の欄に必ず記入してください。
なお、今お持ちの技能講習統合修了証は、本技能講習の修了証を交付するときに返還（交換）していただけます。
- (3) 受講の一部免除を申請される方の申込書作成要領
下表の受講資格区分に応じて、○印のある証明証等を準備及び記載してください。

受講資格区分	申込書表面			申込書裏面		
	本人確認証明 (案内書6-(1)参照)	自動車運転免許証 (案内書6-(2)参照)	免除該当資格 (○印を付す)	特別教育に関する調査事項	事業場に関する調査事項	事業者証明
A	○					
B	○	○	○			
C	○		○	○	○	○
D(1)	○	○	○	○	○	○
D(2)	○	○	○			

※1. 特別教育に関する調査事項は、公的団体が行う「フォークリフトの運転の業務に係る特別教育」の修了証を添付すれば、記入される必要はありません。

※2. 事業者の証明は、事業場を代表する者（社長、支店長、工場長等）の職名及び氏名を記入し、職印は、社長、支店長、工場長等の職を表す印（又は社印と個人印の両方）を押してください。

- (4) 申込書不足の場合は、コピーしてください。

フォークリフト運転業務特別教育及び業務経験証明書

申込み書表面の⑧の6に該当する方のみ記入	⑨ 特別教育に関する調査事項	実施期間	昭和・平成 年 月 日から昭和・平成 年 月 日まで					
		教育に使用したフォークリフト	メーカー名		型式		最大荷重	
							t	
							t	
		科目	時間数	担当講師				
				氏名	フォークリフト運転技能講習修了証 交付機関名 交付番号			
		学科	荷役装置の構造・取扱					
			走行装置の構造・取扱					
			力学					
			関係法令					
実技	荷役装置の操作							
	走行装置の操作							
使用テキスト								
⑩ 事業場に関する調査事項	フォークリフト保有台数 (※1トン未満のみ)	種類	最大荷重別			計		
		1. ガソリン式	t/ 台	t/ 台	t/ 台	台		
		2. ディーゼル式	t/ 台	t/ 台	t/ 台	台		
		3. バッテリー式	t/ 台	t/ 台	t/ 台	台		
		合計	台	台	台	台		

受講者 _____ は、当事業場が実施したフォークリフト運転業務特別教育を上記⑨のとおり修了し、その後、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務に
 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 年 ヶ月間従事したことを証明します。
 平成 年 月 日

事業場名
 事業者職氏名